

地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

地方議会は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立、ウィズコロナ下での新しい生活様式の定着や分散型国土の構築、さらには人口減少社会への対応、国土強靭化や防災対策等、直面する様々な課題の解決に向か、民意を反映する地方公共団体の意思決定機関として、精力的に活動している。

こうした実態がある一方、地方議会については地方自治法上、「議会を置く」としか規定されていない。議会及び議員に対する住民の理解を深めるためにも、地方公共団体の意思決定機関としての議会の位置付け、職業としての議員の職務等を明確に規定する地方自治法の改正を行うことは極めて重要である。

また、第32次地方制度調査会答申においては、議員のなり手不足に対する当面の対応として、議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制緩和に加え、立候補に伴い休暇を取得した場合等の不利益な取扱いの禁止について検討する必要があるとされた。次期統一地方選挙が令和5年春に迫る中、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するための第一歩として、これら答申事項について早期に法改正を行うべきである。

さらに、地方議会からの意見書については、現在、地方議会が国に提出するだけの一方通行となっているが、意見書に込められた地方の問題解決に対する切実な思いを国が受け止め、意思疎通を図ることができるようになれば、一層地方の声を踏まえた政策の実現が図られ、地方議会の活性化にもつながることとなる。

本会をはじめとする三議長会は、令和2年11月18日、「活気ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、議会の位置付け等を法律上明確化すること、議員の職務等を法律上明確化すること、厚生年金への地方議会議員の加入や立候補に伴う休暇の保障など立候補環境の改善のための法整備を行うこと、小規模議会の議員報酬の適正化のための財政支援を行うこと、議会における政策立案を支援するための体制を整備すること、国において意見書を積極的に活用し活用結果を公表すること及び議会のデジタル化への技術的・財政的な支援を行うことを決議した。

これらの決議事項は三議長会において引き続き要請を行っていくが、本会として特に重要なかつ喫緊の下記事項については、必要な地方自治法改正等を早期に実現するよう強く求める。

- 1 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益な取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 5 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。

以上、決議する。

令和3年1月27日

全国都道府県議会議長会

地方議会の位置付け・議員の職務を明確にする地方自治法の改正等の早期実現を求める緊急決議

社会・経済・地域の構造が大きく変化し、加えて頻発・激甚化する災害や世界的に蔓延する感染症に対する脅威も拡がる困難な時代にあって、地方議会には、多様な民意の反映と集約がこれまで以上に期待されている。

また、地方自治体の自由度が拡大する中、少子化対応や地域再生など様々な課題の解決に向けて、地方議会の役割と責任は重大になっている。

しかし、現行地方自治法には「議会を置く」としか規定されておらず、議員の職務等についても明らかでない。

地方自治法を改正し、地方自治体の意思決定機関としての議会の位置付け、議員の職務等を明確に規定することは、地方議会と議員に対する住民の理解を深めるとともに、女性はじめ多様な人材の議会への参画を促進し、議員のなり手を確保する上で極めて重要である。令和5年春の次期統一地方選挙が近づく中、法改正に向けて早期の対処が望まれる。

また、議員のなり手不足の解消に資するため、議員の請負禁止の範囲の明確化と規制の緩和も欠くことができない。第32次地方制度調査会答申において見直しの方向性が示されているにもかかわらず、今通常国会への改正法案提出が見送られていることは極めて残念であり、早期に改正を行うべきである。立候補に伴い休暇を取得した場合等の不利益な取扱い禁止に係る法改正についても同様である。

地方議会からの意見書についても、国会を含め国の政策立案に積極的に活用され、地方の声を踏まえた政策の実現と地方議会の活性化につながるよう、その処理について新たな仕組みの構築が急がれる。

本会をはじめとする三議長会は、昨年11月18日、「活気ある地方議会を目指す全国大会」を開催、7項目にわたる重要事項について決議し要望を重ねているが、このような諸状況を踏まえ、改めて下記の事項について、最重要かつ喫緊の課題として地方自治法改正等を早期に実現するよう強く要望する。

また、これらの取組みと併せ、厚生年金への地方議会議員の加入が早期に実現するよう、政府与党において議論の深化と加速を図るよう強く要望する。

記

- 1 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益取扱いを禁止するための法改正を行うこと。
- 5 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。

以上、決議する。

令和3年2月9日

全国市議会議長会

地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正等の早期実現を求める決議

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

その一方、地方自治法には「議会を置く」としか規定されていない。議会に対する住民の理解を深めるためにも、地方公共団体の意思決定機関としての議会の位置付けや議員の職務等を明確化する地方自治法の改正を行うことは極めて重要である。

また、第32次地方制度調査会答申においては、議員のなり手不足に対する当面の対応として、議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制緩和を検討すべきとされるとともに、立候補に伴い休暇を取得した場合等の不利益な取扱いの禁止について検討する必要があるとされた。次期統一地方選挙が令和5年春に迫る中、多様な人材が議員に立候補しやすい環境を整備するための第一歩として、この答申事項について早期に法改正を行うべきである。

さらに、地方議会からの意見書については、現在、地方議会が国に提出するだけの一方通行となっているが、意見書に込められた地方の問題解決に対する切実な思いを国が受け止め、意思疎通を図ることができるようになれば、一層地方の声を踏まえた政策の実現が図られ、地方議会の活性化につながることとなる。

こうしたことから、本会をはじめとする三議長会は、令和2年11月18日、「活気ある地方議会を目指す全国大会」を開催し、7項目にわたる重要事項について決議したところであり、これらの決議事項は三議長会として引き続き要請を行っていくが、本会において特に重要な課題である下記事項について必要な地方自治法改正等を早期に実現するよう強く求める。

また、厚生年金への地方議会議員の加入が早期に実現するよう、政府与党において議論の深化と加速を図るよう強く求める。

記

- 1 議会の位置付け、権限を法律上明確化すること。
- 2 議員の職務等を法律上明確化すること。
- 3 議員の請負禁止の範囲を明確化し、請負に関する規制を緩和するための法改正を行うこと。
- 4 立候補に伴う企業等による休暇を保障し、不利益取扱いを禁止するための必要な法改正を行うこと。
- 5 低額である町村議会の議員報酬の改善に向け、町村に対する地方財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 6 国において意見書を積極的に活用し、その活用結果を公表すること。

以上、決議する。

令和3年2月9日